

介護保険 特定福祉用具購入の手続きについて

令和8年10月 春日市高齢課

1 介護保険の福祉用具購入とは

介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた方が、市が指定した特定（介護予防）福祉用具販売事業者から福祉用具を購入した場合、申請により購入費用（消費税を含み、年間（4月から翌年3月まで）10万円まで）の9割、8割又は7割が介護保険から給付されます。

2 福祉用具購入で対象となる種目

	対象種目	対象範囲
1	腰掛便座	次のいずれかに該当するもの。 ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）。 ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。 ④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能なものに限る。）。
2	自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの（専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除く。）。
3	排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの（専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く。）。

4	入浴補助用具	① 入浴用いす 座面の高さが概ね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。 ② 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。 ③ 浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるものに限る。 ④ 入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。 ⑤ 浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。 ⑥ 浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。 ⑦ 入浴用介助ベルト 要介護者等の身体に直接巻き付けて、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。
5	簡易浴槽	居室等で利用するものであり、空気式又は折りたたみ式等で容易に移動でき、取水又は排水のために工事を伴わないものに限る。
6	移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。
7	スロープ (購入・貸与選択制)	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る（厚労省・貸与告示第8項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。）。
8	歩行器 (購入・貸与選択制)	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの（厚労省・貸与告示第9号に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。）。
9	歩行補助つえ (購入・貸与選択制)	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

3 支給対象者

支給対象者は、要介護・要支援認定を受けている介護保険被保険者です。

要介護・要支援認定の申請中（新規・区分変更）の場合、申請日以降であれば購入できますが、認定区分が確定するまで支給申請をすることができません。

4 支給要件

- (1) 購入する福祉用具が支給対象となる種類（特定福祉用具）であること
(公益財団法人テクノエイド協会の『福祉用具情報システム（TAIS）』で確認できます。）
(購入マークがついている商品が対象です。)
- (2) 特定福祉用具販売事業所として都道府県や市による指定を受けた介護保険サービス事業所（以下、販売事業所という。）から購入していること
- (3) 介護保険料を滞納（不納欠損含む）していないこと

5 支給限度基準額

介護保険の福祉用具購入費は、同一年度内（4月1日～翌年3月31日）で10万円（支給限度基準額）までです。

支給金額は、各被保険者の負担割合（1割、2割又は3割）に応じた自己負担額を除いた金額となります。支給限度基準額を超えた場合、超えた費用については全額自己負担となります。

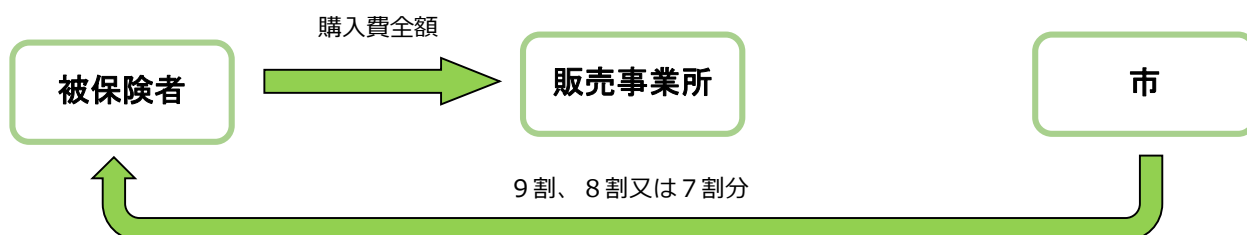
6 支給申請方法

手続きの方法は、「償還払い」と「受領委任払い」があります。

(1) 償還払い

福祉用具購入時に、一旦被保険者が販売事業所に代金の全額を支払い、その後、市から自己負担額を除いた額（9割、8割又は7割分）を払い戻す方法です。

※福祉用具購入費の支給は、口座振込が原則となります。



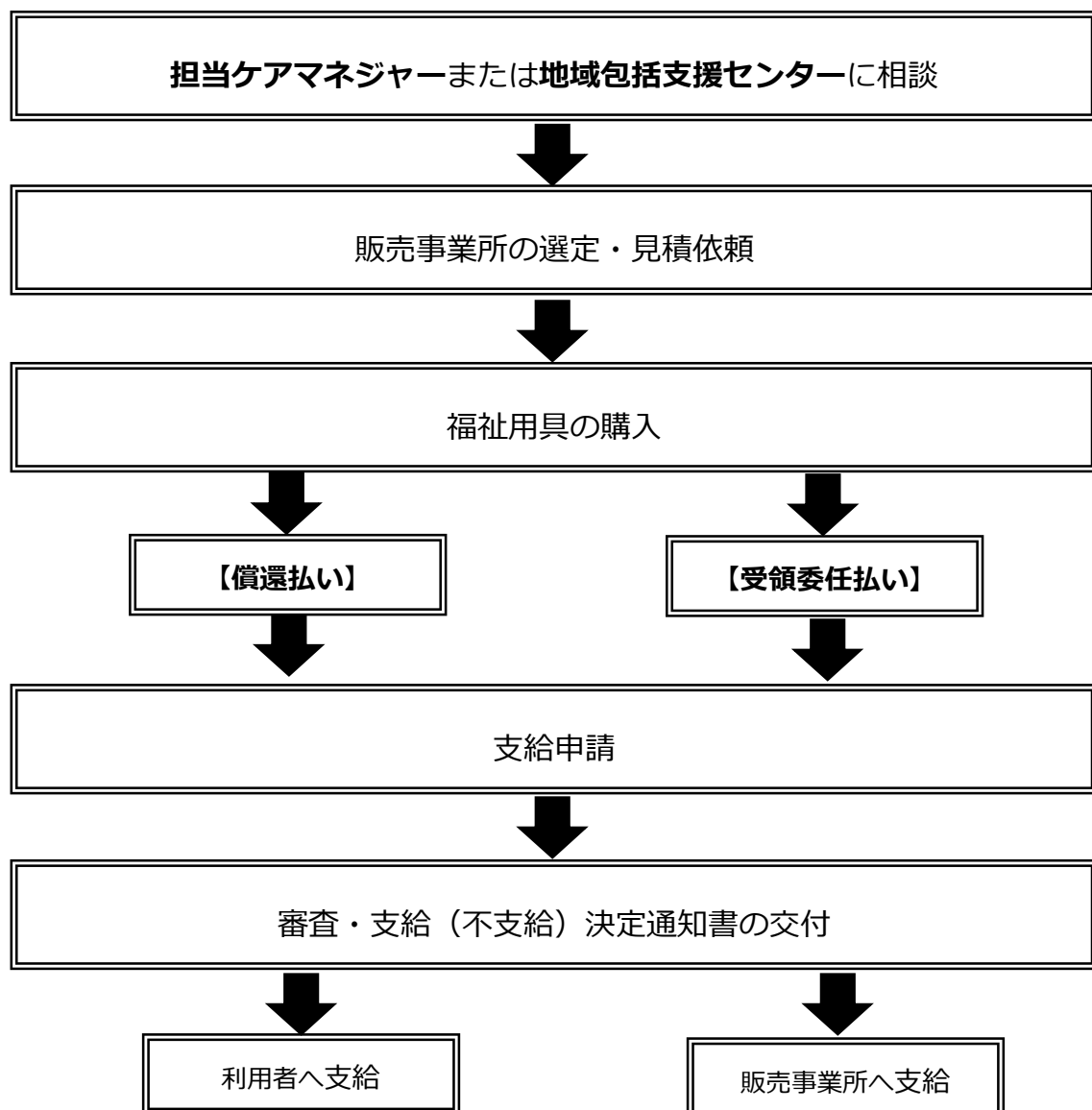
(2) 受領委任払い

福祉用具購入時に、被保険者から販売事業所へ、購入代金のうち自己負担分（支給限度基準額を超える場合は、超えた部分の全額を含む）の1割、2割又は3割を支払っていただきます。介護保険給付分の9割、8割又は7割分は、委任を受けた販売事業所へ市から直接支給する方法です。

※この場合の販売事業所は、市と受領委任払い契約を締結している事業所に限られます。



7 福祉用具購入費支給申請のながれ



【提出書類について】

- ① 支給申請書
- ② 領収書原本（※生活保護の場合、領収書に代えて、本人の署名捺印のある納品書）
- ③ 商品カタログの写し
- ④ ※委任状（償還払いで口座名義人が本人以外の場合）
- ⑤ ※見積書（すのこ等の特注品購入の場合）
- ⑥ ※過去に購入した商品の状態が分かる写真（過去に同一種目の商品を購入している場合）

→原則、過去に購入した同一種目商品の再購入は認めておりません。ただし、状況により再購入が可能となる場合もございますので、ご不明な場合はお問い合わせください。

介護給付適正化事業の充実・強化のため、申請書類の内容精査を強化しております。現在の身体状況や必要性等は具体的に、詳しく記載してください。必要に応じて現地調査もさせていただきます。

また、付加機能が付く品目（例：腰掛便座の暖房・脱臭機能、補高便座の温水洗浄機能等）に関しては、対象者の身体状況を踏まえ、その機能が必要な理由を必ず記載してください。

※申請書類は春日市のホームページ (<http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/>)

ページ ID : 1000941 からダウンロードできます。

（お問合せ先）

春日市高齢課指定指導担当

〒816-8501 福岡県春日市原町 3 丁目 1 番地 5

TEL092-584-1111 FAX092-584-3090